

委託内容

1 一般・共通事項

(1) 実施計画書の作成及び提出

受託者は、当該業務を履行するに当たり、実施スケジュール、履行体制、業務従事者氏名・役職、連絡先等を実施計画書にまとめ、委託者の了承を得た上で、委託者に提出すること。

実施計画書の作成及び提出は、契約締結後十日以内を目安に行うこと。

(2) 議事録の作成及び提出

受託業務の範囲において、委託者と受託者とが会議又は打合せを行ったときは、受託者は、会議又は打合せの成果、合意事項、委託者との質疑応答、意見交換の内容等を議事録としてまとめ、あらかじめ委託者の了承を得た上で、委託者に提出すること。

議事録の提出は、当該会議又は打合せのあった日の翌日から起算して、十日以内を目安に行うこと。

(3) 委託者からの問合せ対応

本委託契約に基づき受託者が従事した業務内容及び成果品について、委託者から問合せをすることがある。受託者は、この問合せに対して誠実に対応すること。

(4) 打合せへの参加

受託者は、適宜委託者と打合せを実施し、各業務の趣旨、作業内容等の理解を深めることとする。

また、委託者から打合せの要望があったときは、必ずその要望に応えること。

打合せの場所については、委託者の本拠地とし、1回当たりの打合せ時間は、おおむね1時間から2時間程度とする。日時については、委託者と受託者とでその都度調整するものとする。

2 情報収集・企画提案等

(1) 国際展開に関する情報収集、調査及び分析

ア 海外の水道分野に関する時事的なニュースなどに関する情報収集、調査及び分析

(ア) 海外の水道分野に関する時事的なニュース、水ビジネスに関するマーケット動向、政策動向などに関する情報収集、調査及び分析を行い、継続的に報告すること。

(イ) 対象地域は全世界とし、平成31年4月以降の情報を対象とすること。

(ウ) 委託者の指示を反映した上で、実施計画書の提出後1ヵ月以内に初回の報告書を提出すること。2回目以降は、直近の報告書提出後の翌月15日の午後2時までに最新の報告書を提出すること。

なお、15日が都庁閉庁日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に定める東京都の休日）に当たる場合は、翌開庁日の午後2時までに提出すること。

(エ) 報告1回当たりの件数は、5件以上とすること。

(オ) 報告書の提出後、委託者の指示があった場合には、その指示を反映した上で、次回報告書を提出すること。

イ 新規案件形成手法の調査・分析及び水道分野の国際展開における企業の動向についての情報収集

(ア) 日本国内の地方自治体（東京都を除く）が、水道分野における国際展開に際し、海外の水道事業体との関係構築に活用している手法（例：海外水道事業体からの視察の受入、海外への職員派遣、国際会議による都市間ネットワーク、第三セクターの活用）について調査を行い、その活用状況や傾向について整理すること。

国際会議による都市間ネットワークについて調査を行う際は、その組成の経緯についても調査を行うこと。

(イ) (ア)における調査結果について、各手法の効果やその有用性、メリット・デメリット及び委託者への適用可能性についての分析を行うこと。

(ウ) (イ)を踏まえ、国際展開における委託者と政策連携団体との役割分担について分析を行うこと。

(エ) 日本のメーカー、商社、コンサルタント会社等の水道分野の技術協力事業（ODAを活用した円借款、無償資金協力、技術協力プロジェクト、草の根技術協力事業等）における重点国・地域及び分野（例：無収水対策分野、水運用分野）について情報収集を行い、各企業の強みや特徴について整理すること。

調査対象は、「東京都水道局国際展開民間企業支援プログラム」登録企業や、平成30年9月に東京で開催された国際水協会（IWA）世界会議の展示会出展企業をはじめとし、海外水道事業案件に積極的に参画している企業とする。

(オ) 委託者の指示を反映した上で、収集した情報、調査及び分析結果を令和元年12月6日までに報告書により報告すること。

(2) 国際展開に関する企画提案

ア (1) イにおける調査結果を踏まえ、委託者がODAを活用した新規案件形成を行う上で、必要となる手続や事務フローについて体系化し、報告書としてまとめること。報告書の様式は問わないが、図表を用いて視覚的に確認でき、事務マニュアルとしても利用できるものとする。また、報告内容には、以下(ア)から(エ)までの事項を含めること。

- (ア) 海外事業体との関係構築に係る手法及びその一般的な流れ
- (イ) 海外事業体との関係構築後の支援ニーズ把握、事業化に向けた現地調査から実際の事業化に至るまでの一般的な流れ
- (ウ) (ア) 及び (イ) の各段階において必要となる具体的な手続
- (エ) その他案件形成に必要な事項

イ (1) イ及び(2) アを踏まえ、委託者が海外(新規国、既進出国を問わない)においてODAを活用した新規案件を形成するために行うべき一連の具体的取組内容について、提案書により提案すること。提案内容には、以下(ア)から(ウ)までの事項を含めること。

- (ア) 委託者がODAを活用した新規案件形成を行うに当たり、活用すべき手法及び必要な手続
- (イ) 各主体(委託者、政策連携団体、国、JICA等政府関係機関、コンサルタント会社等)の果たすべき役割
- (ウ) その他委託者の目的達成のために必要となる事項

ウ 提案書は、委託者からの指示を反映した上で、令和2年3月19日までに提出すること。

3 課題別提案

(1) 受託者は、委託者から与えられた調査研究課題について、その都度、指定期限までに調査・分析し、その結果を報告書にまとめ、委託者に提出すること。

(2) 委託者は、次に掲げる調査研究テーマを想定している。

ア 国及び地方自治体の国際展開に関する時事的なニュースや出来事に対する論評、委託者の応用の可能性等

イ 国の行政機関に対して要請すべき施策や法整備の具体的内容

ウ 委託者が国際展開のために取り組んでいる施策(東京都水道局国際展開民間企業支援プログラム等)の効果的な活用方法

エ 特定の国又は地域に対して、委託者が国際展開を行うための戦略又は攻略のポイント

- オ 特定の国又は地域における水道の法制度、事業形態、計画の調査・分析
- カ 海外水市場での特定のテーマに関する状況調査及び考察
- キ 特定の国、地域又は都市における先駆的な取組の調査及び委託者での応用の可能性に関する考察
- ク その他委託者の目的達成のために必要となる事項

- (3) 課題別提案を行うに当たって考慮すべき点等については委託者が別途指示する。
- (4) 調査研究課題の決定から報告書を提出するまでの期間はおおむね1週間を目安とする。受託者は、これを1回として、10回分の課題別提案をすること。詳細な調査期間は、課題の内容、規模等を判断材料として、委託者と受託者とで調整の上、決定するものとする。
- (5) 受託者は、課題ごとに調査開始前の打合せに参加し、指示内容、調査目的等を正確に理解するよう努めること。ただし、委託者の都合によりこの打合せを省略する場合がある。その際にも、電話、メール等を用いて委託者の意向を最大限くみ取るように努めること。
- (6) 受託者は、課題別提案の内容が実現するように委託者のフォローアップを行うこと。

4 実施に当たっての注意事項

- (1) 委託者の国際展開は、海外諸都市（主に開発途上国）の水事情改善等の国際貢献を目的としている。利潤を目的とした水ビジネスは志向していないことに留意すること。これらの国際展開方針や、地方公営企業という立場を踏まえた上で、実現性のある提案を行うこと。
- (2) 情報収集及び企画提案の実施に当たっては、国内外の公的機関による公表資料を収集し、客観的な最新の情報・統計に基づいて提案を行うこと。必要に応じ、国内の地方自治体、コンサルタント会社、外務省やJICA等の関係者へのヒアリングを行うこと。
- (3) 各国・各都市の、水事情をはじめとした各種事情を考慮の上、施策の有効性・実効性を判断して提案を行うこと。
- (4) 成果物は、国・都市別、分野別、年別など、受託者が創意工夫をした上、分かりやすく分類して作成すること。
- (5) 報告書及び提案書の提出に当たっては、委託者に対して、その提案内容を解説すること。これには、委託者の内部委員会等の場での発表及び質疑応答並びに発表用資料の作成を含む。
- (6) 情報収集した資料及び提案の根拠資料も整理して提出すること。
- (7) 情報収集した資料は、出典を明らかにするとともに、公表されているも

のか、独自に調査したものかを明示すること。

- (8) 情報収集した資料や根拠資料は、委託者で二次利用する可能性がある。
二次利用に当たって、取扱い上の注意事項がある場合は、その旨を文書等で示すこと。
- (9) 受託者の支店、現地法人等の海外ネットワークを十分に活用すること。